

特定非営利活動法人横浜発明振興会

「会員規約」

本規約は、特定非営利活動法人横浜発明振興会定款第3章第6条に定める「会員」に対し定めます。

【総則】

- 第1条 当会の会員は、当会が会員相互の信頼と友好に基づいたボランティア精神で運営されていることを理解し、他会員が個々の生活で培った価値観、知識や発想、経験 また 有形無形の知的財産を尊重し、敬意を払いながら当会の活動に参加するものとします。 また、会員間のコミュニケーションにおいては、発明愛好家にありがちな独善に陥らず、当事者間のみならず当会の組織全体の信頼感醸成を毀損しないよう特段の注意を払うものとします。
2. 当会の会員は、当会の個別の活動に参加、不参加に拘わらず、当会の社会的評価が高まるように、常に心掛けることとします。

【規約の遵守】

- 第2条 当会の会員は、本「会員規約」や「機密保持規程」等（以下、会員規約等）の当会の定める「規約」「規程」を遵守します。
2. 本規約の制定日以降に入会を申出する者は、本会員規約や規程等を事前に確認の上で「入会申込」をします。

【会員の定義】

- 第3条 当会会員の「種別」は、定款第3章第6条の定めのとおり。
- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）上の社員
 - (2) 子供会員：同 中学生以下の児童・生徒
 - (3) 学生会員：同 高校生以上の学生
 - (4) 賛助会員：同 入会し賛助する個人または団体
2. 遠隔地などの理由により、総会や日曜発明サロンの集合型開催に安定的な出席が困難な場合は、賛助会員として入会することを推奨します。
3. 正会員と他の会員では、利用できる項目が異なります。
4. 本規約において、「会員」と記載する場合は、全種別の会員を指します。

【会員の個人情報届出】

- 第4条 会員は、入会に際し「入会申込書（別紙1）」に所定の個人情報を記載し提出します。（届出内容の詳細は第11条）
2. 変更が生じた場合は、速やかに変更を届けます。

3. 届出事項の内、その内容の一部を会員交流や、会員間の発明支援のために利用します。
4. 届出事項は「個人情報保護規程」に則り、理事会が管理します。
5. 理事会は、当会事業の安定的運営のため、不定期に届出内容の確認を行います。

【正会員が有する特典】

第5条 正会員には、次の特典があります。

- ① 日曜発明サロンに出席（参加）し、発明品を発表する。
- ② 毎月、日曜発明サロン資料「アイデアブック」、毎月会報「ハマ発明ニュース」のメール配信が受けられる。（注：第13条）
- ③ 当会ホームページに、自身が希望する自身の発明品、アイデアを、所定の基準の様式で掲載できる。（所定の基準：「会員発明品のホームページ掲載取扱規程」参照要す。）
- ④ 会員は、当会の会員であることを、自身で作成する「名刺」上に所定の基準に則り記載できる。（所定の基準：「会員作成名刺への当会名記載と使用に関する規程」参照要す。）
- ⑤ 会員は、「名刺取扱」規程に則り、各種セミナー、展示会、イベント参加時に、所属団体を「当会」とし、役職欄を「正会員」として参加（申込、届出など）することができる。
- ⑥ ホームページの「会員専用ページ」へアクセスし、当会が有する各種情報を閲覧することができる。（アクセスパスワードは、年会費納付者に開示します。）

【正会員以外の会員が有する特典】

第6条 正会員以外の会員には、次の特典があります。

- ① 日曜発明サロンに出席（参加）し、発明品を発表する。
- ② 毎月、毎月会報「ハマ発明ニュース」のメール配信がある。
- ③ 当会ホームページに、自身が希望する自身の発明品、アイデアを、所定の基準の様式で掲載できる。（第4条③に同じ）
- ④ ホームページの「協賛・学生・子供会員専用ページ（必要に応じて今後開設）」へアクセスし、当会が有する教材資料（例：明細書用語辞典）について閲覧することができる。（アクセスパスワードは、年会費納付者に開示します。）

【正会員が団体の場合に追加される特典、並びに制限】

第7条 正会員の内、団体（法人会員）には、次の特典があります。

- ① 当会ホームページに、「社名・ロゴ」等の一定のスペースを設け、団体のホームページへのリンクをつけます。
- ② 団体に所属する役員や社員を個人会員と同一内容の届出（氏名など）を行うことにより、日曜発明サロンに、最大3名まで出席（参加）させることができます。
- ③ 当該の3名については、名刺上に当会の「法人会員」であることを表記することができます。
- ④ 団体は、当該の3名に、当会の定款、並びに機密保持規程を示した上で、ホームページの会員専用ページへのアクセスパスワードの利用を許可することができます。

【日曜発明サロンにおける作品発表上の留意点】

第8条 会員が、日曜発明サロンにおいて、自身の発明品・アイデアを発表する際、次の事柄を了解の上行います。

- ① 所定の時間内で発表します。会員は自己責任において発表するものとします。
- ② 会員は、発表作品が「出願済み」「出願予定あり」「出願予定なし」の区分を明確にします。
- ③ 会員は、権利化前のものを発表する場合は、その法的な位置づけを理解し、「発明の新規性喪失の例外規定」を意識し発表します。
- ④ 会員は日曜発明サロンにおいて発表した基本説明資料(アイデアブック掲載作品説明書)が全会員に開示(送付)されることに同意します。
- ⑤ 会員が日曜発明サロンの場で使用した説明資料は、原則としてホームページ上の会員専用ページに掲載することに、原則として同意します。会員専用ページへの掲載を望まない場合は、予め、発表の前に運営事務局に申出る(作品説明書へ明記する)こととします。
- ⑥ 会員はハマ日曜発明サロン「研究会」の講演資料が、ホームページ上の会員専用ページに掲載することに同意します。講演資料作成に当たっては、著作権のある内容を記載する場合は「出典」を明記します。著作権上の懸念等が残る場合は、理事会(ホームページ運営委員)の判断にて会員専用ホームページに掲載しない場合があります。

【当会、並びに日曜発明サロンにおける情報の守秘義務】

第9条 会員は、日曜発明サロンをはじめ当会で知り得た情報について、守秘義務を意識することが求められます。

2. 特に、日曜発明サロン「発明発表」で得た「権利化申請中」「申請前(予定)」の作品・アイデアについては、「機密保持規程」に基づき、明確な「守秘義務」が発生します。会員の家族を含む第三者に対し、作品内容を説明することは勿論、概要を口外することも一切してはなりません。
3. 情報漏洩による刑事上、民事上の全責任は、漏洩した会員自身が負います。当会、並びに理事を含む他の会員は一切の責任を負いません。
4. 会員は、ホームページ「会員専用ページ」のパスワードを、第三者に伝えてはなりません。
5. 会員専用ページのパスワードを忘れた場合は、当会アドレスに照会し回答を待つこととします。会員同士によるパスワードの確認を禁止です。(旧知の会員と言えども、パスワード受領資格(=年会費納付条件)を有しているかは、会員では判断できません。)

【会費・会員資格】

第10条 入会金、および年会費は次のとおり。

- ① 入会金 1,000 円 (会員種別、入会時期に無関係に一律)
- ② 年会費 正会員 個人 12,000 円 (注: 定款第3章第8条)

正会員 家族	6, 0 0 0 円
正会員 団体	2 0, 0 0 0 円
賛助会員 一口	6, 0 0 0 円（個人、団体とも）
子供会員	3, 6 0 0 円

2. 新規会員は、年度末までの残月数に応じた年会費を入会金と共に納入します。
3. 既存会員は、原則として年度始から、年度の最初に開催される「総会」の日までに年会費を納入します。
4. 会員資格は、定款第9条記載のとおりながら、年度の最初に開催される「総会」の日までに、年会費を納入しない場合は、ホームページ「会員専用ページ」の閲覧パスワードは、会費を納入するまで提供しません。

【除名等】

第11条 会員が、定款や本規約、または、機密保持規程などの各種規程に反する行為をした場合は、定款第11条「除名」の詮議対象とします。

2. 理事会は定款に基づく「除名議決」の前に、「退会勧告」を行うことがあります。退会勧告を行った際は、その直後に発行する「ハマ発明ニュース」に理由と共に開示します。

【会員の届出項目の詳細】

第12条 第4条の会員の届出項目（必須・任意）は次のとおりとします。

- ① 氏名 : 必須
 - ② フリガナ : 必須
 - ③ 性別 : 任意
 - ④ 生年月日 : 必須
 - ⑤ 住所 : 必須
 - ⑥ 電話番号 : 必須（自宅または携帯電話番号のいずれか必須）
 - ⑦ メールアドレス : 原則必須（注：第4項参照）
 - ⑧ 当会事業に関係する得意分野 : 任意（例：縫製、木工、金属加工、電子機器、3Dデータ化、図面作成・・・など）
 - ⑨ 当会入会の目的・自己PR : 原則必須（注あり）（例：福祉機器製作・開発中、特許品の事業化・・・など）
 - ⑩ 緊急連絡先 : 任意
 - ⑪ 特記事項 : 任意（例：健康上の課題など）
2. ④⑤⑥⑦は、個人情報保護規程に則り、理事会で管理します。
 3. ⑩⑪は任意ながら、服薬など持病、特に生命にかかわる事項（例：インスリン使用、強心剤使用など）届出を推奨し、その内容は会員間での共有を承諾したものとします。
 4. ⑦メールアドレスを届出ない場合、会員向け情報で届かないものが発生することに同意したものとします。但し、当会ホームページ「会員専用ページ」で一部の確認は可能です。
 5. 届出事項の内、会員交流のため、①②⑤（政令指定都市は「市区」まで、他は「市」ま

で)、⑧⑨を当会ホームページ「会員専用ページ」に掲載します。

【例外規定】

第13条 2021年5月9日以前から会員を継続している会員については次のとおりとします。

- ① 本規約制定に伴い定めた第11条「会員の届出事項」について、改めての提出は任意とします。ただし、会員の交流と当会活動の活性化のため、協力を求めます。(2021年5月9日以降に入会を希望する者は、「入会申込書」への記載を必須とします。)
- ② 第5条②に定める「毎月会報：ハマ発明ニュース」について、メールの受信ができない会員には、引き続き郵送いたします。

【会員の了解事項】

第14条 ホームページ上において、開催風景や表彰の様子、並びに発明品の紹介等を掲載する際、会員の顔や姿を掲載する場合がありますが、会員はこれを事前に了解したものと見做します。

2. 但し、掲載後に、会員が希望すれば、全体構成に影響が出ない範囲で、自身の姿の削除を求めることができます。
3. 日曜発明サロンなど当会の公式行事や会議においては、当会の運営の為、録画・録音・撮影を行うことがあります。会員はそれを了解します。記録したデータは、事業の記録目的と共に、「ハマ発明ニュース」等の内外への広報の為に、その全部または一部を使用することがあることを了解します。なお、対外向けに使用する場合は原則として理事会の承認を得た場合です。

また、日曜発明サロンで会員が録画・録音・撮影を行う際は、事前に事務局の許可を取っていただくことのご協力をお願いします。著作物など私的使用での複製は認められていますが、万一無断で転用されてしまって著作権の問題を発生させる恐れがあります。その防止策として当会は、会員からの善意ある情報を適正管理・活用する必要があります。

【休会扱の特例】

第15条 会員が健康上の理由により、当会の活動への参画が困難になった場合は、理事会が会員の状況を判断し、理事会で決議した月から「休会扱」とします。

2. 「休会扱」とした月より「当該年度末」までの年会費の月割相当分は、復帰時に、次年度年会費から控除します。但し、復帰に至らず退会となった場合は、定款第9条に則り「通常退会」と同様に扱います。(返金しません。)
3. 「休会扱」となった会員は、「総会」における議決権の分母からも分子からも除外します。

【会費以外の負担と、会員への支払】

第16条 会員は同等の権利を有し、同等の負担を負うことを原則とします。また、会員は当会の運営のために要した費用の支払を受けることができます。

2. 2021年5月10日以降に入会した会員への連絡、並びに資料送付はメールにより行うこととしますが、資料等の受領がメールではできない事情がある会員については、月額200円を負担することで、日曜発明サロン資料「アイデアブック」、毎月会報「ハマ発明ニュース」を郵送で受取ることが出来るものとします。郵送代は年会費納付時に年度末までの郵送代を事前に納付することとします。
3. 理事、監事、および会員が、当会の運営のために支出した交通費などの実費を受け取ることができます。交通費については、別に定める「交通費支給規程」によるものとします。

【その他】

第17条 本規程に定めのない事象が生じた際は、理事会で審議することとします。

附 則

制定 2021年 4月28日

施行 2021年 5月 9日

改定 2021年 7月 3日

改定 2022年10月1日

NPO法人横浜発明振興会 行

入 会 申 込 書

【ご記入の前に】入会申込書の内容の内、2～5は「個人情報保護規程」に則り理事会で管理します。1並びに6～8は会員の発明活動推進の為にホームページ会員専用ページで共有します。9～10は理事で共有します。（*1）箇所の記載は任意。

1	フリガナ			2	性別(*1)	☐ 男	☐ 女
	氏名			生年 月 日	昭和		
3	メールアドレス(*2)						
4	携帯電話			自宅電話			
5	住所						
6	発明活動に関する得意分野(*1) (例：縫製、木工、金属加工、電子機器、3Dデータ化、図面作成など)						
7	入会の動機・目的・自己PR (例：福祉機器製作・開発中、キッチン用品、特許品事業化など)						
8	特許等出願の経験	☐ 経験なし	☐ 経験あり	→	☐ 特許	☐ 実用新案	☐ 意匠
9	緊急連絡先(*1)	TEL			氏名・続柄		
10	特記事項(*1：健康上に不安のある方は、緊急連絡先の記載と共に！)						

アンケート① スマートフォン利用状況 ☐ android ☐ i-Phone ☐ 他() ☐ スマホなし

アンケート② LINE利用状況 ☐ 利用している ☐ 利用していない

横浜発明振興会の目的と会員規約を理解し、入会を申込みます。

また、(*2) 箇所の届出をしない場合は、届かない情報が発生することを了解します。

入会申込日 年 月 日

署 名

(メール・FAX申込の場合は、改めて署名方法について事務局より連絡します。)

作品（アイデア）説明書			
NPO 法人横浜発明振興会			
名 称			
図面 （図、スケッチ、写真 いずれも可）			
説明 （目的、構造、効果 など）			
出願状況	☐ 出願済 ☐ 出願予定 ☐ 出願予定なし ☐ 特許 ☐ 実用新案 ☐ 意匠		
☐ 会員 ☐ 非会員	ふりがな 氏 名	発表回数	初めて 回目 提出日 発表希望日 2021 年 月 日 月 日
発表後、ホームページに発明品掲載予定 ☐ 掲載希望 ☐ 未だ掲載レベルではない		発表時資料の HP「会員専用ページ」への開示 ☐ 開示可能 ☐ HP 開示はしない	